



J C S S

技術的要求事項適用指針

登録に係る区分:硬さ

校正手法の区分の呼称:ロックウェル硬さ試験機等

計量器等の種類:ロックウェル硬さ標準片

第 11 版

(JCT21802 - 11)

改正:2022年6月27日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

この指針に関する全ての著作権は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に属します。この指針の全部又は一部転用は、電子的・機械的(転写)な方法を含め独立行政法人製品評価技術基盤機構の許可なしに利用することは出来ません。

発行所 独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター
住所 〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目49-10
TEL 03-3481-8242
FAX 03-3481-1937
E-mail jcoss@nite.go.jp
Home page <https://www.nite.go.jp/iajapan/jcoss/>

目 次

序文.....	4
1. 適用範囲.....	4
2. 引用規格及び関連文書.....	4
2.1 引用規格.....	4
2.2 関連文書.....	4
3. 用語.....	5
4. 参照標準.....	5
4.1 特定標準器によるJCSS硬さ標準片の校正範囲.....	5
4.2 特定二次標準器等による校正範囲.....	5
4.3 参照標準の校正周期.....	5
4.4 特定二次標準器等の具備条件.....	6
5. 設備.....	6
6. 計量トレーサビリティと校正.....	6
7. 施設及び環境条件.....	7
7.1 施設.....	7
7.2 環境.....	7
8. 校正方法及び方法の妥当性確認.....	7
9. 校正測定能力及び測定の不確かさ.....	7
9.1 校正測定能力.....	7
9.2 測定不確かさ.....	7
10. サンプルング.....	8
11. 校正品目の取扱い.....	8
12. 結果の報告(校正証明書).....	8
13. サービス及び供給品の購買.....	8
14. 登録申請書の記載事項.....	8
15. その他.....	8
別添1-1 校正証明書記載例(国際MRA対応認定事業者の場合).....	9
別添1-2 校正証明書記載例(国際MRAに対応していない事業者の場合).....	11
別添2 登録申請書記載例.....	12

JCSS技術的要求事項適用指針

登録に係る区分:硬さ

校正手法の区分の呼称:ロックウェル硬さ試験機等

計量器等の種類:ロックウェル硬さ標準片

序文

この技術的要求事項適用指針(以下、適用指針という。)は、JCSSにおいて登録の要件として用いているISO/IEC 17025に規定されている技術的要求事項の明確化及び解釈を次の適用範囲について示すことを目的としている。

1. 適用範囲

この適用指針は、JCSSにおける登録に係る区分「硬さ」のうちロックウェル硬さ試験機等(硬さ標準片)について定める。

2. 引用規格及び関連文書

2.1 引用規格

ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) General requirements for the competence of testing and Calibration laboratories(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)

ISO/IEC Guide 99(2007): International vocabulary of metrology – Basic and general concepts and associated terms(VIM)(国際計量計測用語 - 基本及び一般概念並びに関連用語(VIM))(以下「VIM3」という。)

ISO/IEC Guide 98-3(2008): Uncertainty of measurement - Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement(GUM:1995)

JIS Z 8103 - 計測用語

JIS Z 8703 - 試験場所の標準状態

JIS Z 2245 - ロックウェル硬さ試験 試験方法

JIS B 7726 - ロックウェル硬さ試験 試験機の検証

JIS B 7730 - ロックウェル硬さ試験 基準片の校正

IAJapan 測定の特レーサビリティに関する方針(URP23)

校正における測定の不確かさの評価(JCG200)

JCSS 不確かさの見積りに関するガイド(硬さ/ロックウェル硬さ) (JCG218S11)

JCSS 登録及び認定の一般要求事項(JCRP21)

2.2 関連文書

ISO 6508-1 - Metallic materials Rockwell hardness test Part 1: Testing method (scales A,B,C,D,E,F,G,H,K,N,T)
(ロックウェル硬さ試験 パート1;試験方法)

ISO 6508-2 - Metallic materials - Rockwell hardness test - Part 2: Verification of testing machines(scales A,B,C,D,E,F,G,H,K,N,T)
(ロックウェル硬さ試験 - パート2;試験機の検証)

ISO 6508-3 - Metallic materials - Rockwell hardness test - Part 3: Calibration of reference blocks(scales A,B,C,D,E,F,G,H,K,N,T)

(ロックウェル硬さ試験 - パート 3; 基準片の校正)

3. 用語

3.1 この規程の用語は、VIM、GUM、ISO/IEC 17025、JIS Z 8103、JIS Z 8703、JIS Z 2245、JIS B 7726 及び JIS B 7730 の該当する定義を適用する。

3.2 この技術的要求事項適用指針では、次の定義を適用する。

特定二次標準器: 特定標準器により校正された、jcss 校正証明書の添付された硬さ標準片(以下、「jcss 硬さ標準片」という)。

常用参照標準: 特定二次標準器に連鎖して校正を受けた校正用硬さ試験機又は JCSS 硬さ標準片であって、校正事業者の保有する最上位の標準器。

特定二次標準器等: 特定二次標準器及び常用参照標準をいう。

校正用機器: 特定二次標準器及び常用参照標準以外の校正に使用する機器。

標準ロックウェルダイヤモンド圧子: 校正用硬さ試験機に取り付けて使用する圧子。国立研究開発法人産業技術総合研究所の標準ロックウェルダイヤモンド圧子設定方式により、硬さの補正値が決定されたもので、補正値の不確かさが明示されたもの^{注1)}。

校正用硬さ試験機: 特定二次標準器又は常用参照標準に連鎖して校正を受けたロックウェル硬さ標準片を校正するための硬さ試験機。

硬さ標準片: 間接検証に使用する jcss 校正証明書又は JCSS 校正証明書の添付された硬さ標準片。

硬さ校正値: 校正用硬さ試験機により、各硬さ基準片で測定された値の平均値をいい、校正証明書に記載する値^{注2)}。

(参考)

注1 標準ロックウェルダイヤモンド圧子は、ロックウェル硬さ試験方法によって規定された形状である頂角 120° の円錐の頂点に曲率半径 0.2 mm の球面を持つ圧子で硬さ測定を行ったときに得られる硬さの推定値からの偏りを補正値として求められたものである。

なお、(一財)日本軸受検査協会によって、標準ロックウェルダイヤモンド圧子の供給と校正が行われている。

注2 通常、硬さ標準片は 20 HRC ~ 65 HRC まで 5 HRC 刻みで供給されているが、硬さ標準片によっては公称値に対して ±1 HRC 程度の差を生ずる場合があるので、(20 - 1)HRC ~ (65 + 1)HRC まで硬さ校正値として良い。

4. 参照標準

4.1 特定標準器による jcss 硬さ標準片の校正範囲

特定標準器による校正は、ロックウェル C スケール硬さとし、その範囲は 20 HRC から 65 HRC とする。

4.2 特定二次標準器等による校正範囲

1) 校正対象

JIS B 7730 に適合した硬さ標準片。

2) 校正範囲

ロックウェル C スケール硬さとし、校正範囲には制限を設けない。

4.3 参照標準の校正周期

1) 校正用硬さ試験機の校正周期

校正実施日の翌月の一日から起算して5年とする。ただし、1年の周期で参照標準との比較による方法(JIS B 7730)で中間チェックを行うこととするが、その際は不確かさの見直しは行わない。なお、中間チェックは自社又は外部事業者への委託のいずれかにより実施すること。

4.4 特定二次標準器等の具備条件

ロックウェル硬さ試験機であって、JIS B 7730の「4.校正用試験機」に準じた方法で校正されていること。

また、標準的な試験条件はJIS B 7730の「4.校正用試験機」に適合しているか、平均押込み速度10 $\mu\text{m/s}$ 、全試験力保持時間10 sのいずれかとし、事業者が試験条件を安定して設定できること。

5. 設備

ロックウェル硬さ標準片の校正において必要な設備の例を表1に示す。

- 1) 校正事業者が実現しようとする不確かさによって、使用する設備に必要な仕様は異なる。
- 2) 表1に例示する設備は、使用頻度、使用履歴、機器等の特性等を考慮し実態に即した校正周期又は点検周期を設定することが望ましい。

表1 ロックウェル硬さ標準片を校正するために必要な校正装置等(例)

校正に必要な設備		必要最低 個数	校正等 の周期	
名称	精度・性能等			
校正用硬さ試験機 (常用参照標準)	4.4節に示す	1	4.3節 に示す	
標準ロックウェル ダイヤモンド圧子	3章の参考*1に示す	3	校正 5年	
校正用硬さ試験機管理用 標準片 ^{注)}	JIS B 7730に規定されているもの	各2		
温度計	最小読みとり0.5 以下	1		
ストップウォッチ	最小読みとり0.5 s 以下	1		

注: 特定二次標準器(標準片)が望ましい。

6. 計量トレーサビリティと校正

校正対象はロックウェル硬さ標準片とし、参照標準は力/長さの標準と硬さ標準から連鎖され校正されたJCS硬さ標準片又はJCS硬さ標準片とする。トレーサビリティ体系は図1のような連鎖となる。

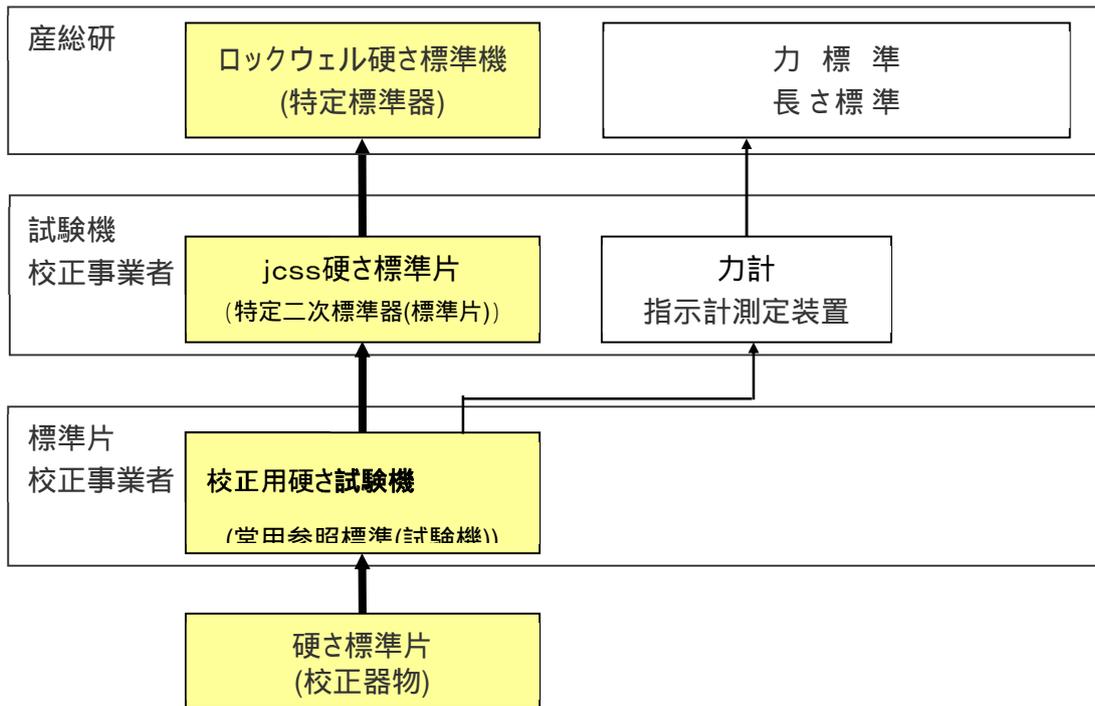


図1トレーサビリティ体系の例

7. 施設及び環境条件

7.1 施設

校正事業者が硬さ標準片の校正を行う校正室は十分な広さを持ち、校正室の電源、照明、空調及び防振設備は校正を適切に実施できるものであること。

7.2 環境

- 1) 校正事業所の環境は、適確に管理され、定期的な環境計測の結果を保持すること。
- 2) 校正を行うときの校正室の温度は JIS B 7730 に適合すること。
- 3) 校正を行うときの外部振動は、校正に影響を及ぼさない処置が講じてあること。
- 4) 電源電圧変動等の影響：電気計測器の仕様を満たす十分な容量の電源を使用すること。
- 5) 校正結果に影響を与える塵埃等は、適切な方法により防護する措置を講じてあること。

8. 校正方法及び方法の妥当性確認

- 1) 「不確かさの見積もりに関するガイド(ロックウェル硬さ)(JCG218S11)」を参照すること。
- 2) 校正方法は、校正事業の申請範囲を全て網羅していること。
- 3) 校正対象機器を明確にし、校正手順書等に校正対象機器毎の校正の方法、不確かさの見積もり等を具体的かつ詳細に文書化すること。
- 4) 範囲の拡大(例えば 15 HRC から 70 HRC 等)を行う校正事業者は、範囲の拡大の方法を文書化し、不確かさの評価を行うこと。
- 5) 校正測定能力を現出する校正手順を文書化すること。

9. 校正測定能力及び測定の不確かさ

9.1 校正測定能力

校正測定能力の測定不確かさは、「JCSS 登録及び認定の一般要求事項(JCRP21)」に従って評価すること。

9.2 測定不確かさ

「計測における不確かさ表現のガイド (GUM)」を参考に評価すること。「校正における測定の不確かさ」のファイルを複製したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です

確かさの評価 (JCG200)」、「JCSS 不確かさの見積もりに関するガイド (ロックウェル硬さ) (JCG218S11)」を参考に評価することが望ましい。

10. サンプルング

特になし。

11. 校正品目の取扱い

特になし

12. 結果の報告(校正証明書)

校正証明書の記載例を別添1に例示する(別添1 - 1は国際 MRA 対応認定事業者の例、別添1 - 2は国際 MRA に対応していない登録事業者の例)。「品名・数量・機器番号」については、「ロックウェル硬さ標準片・硬さレベルと機器番号は 頁のとおり」と記載しても良い。

- 1) 校正証明書の有効期限はユーザーの合意があれば記載してもよい。
- 2) 校正証明書に記載する校正の不確かさの表記方法は、GUM による表記方法であること。
- 3) ロックウェル硬さ[硬さ標準片(C スケール)]の不確かさを表記する硬さ記号は HRC とする。

13. サービス及び供給品の購買

特になし

14. 登録申請書の記載事項

申請書及び申請書別紙の記載事項の例を別添2に示す。

15. その他

特になし

別添1 - 1 校正証明書記載例(国際MRA対応認定事業者の場合)

総数 頁のうち 頁
 証明書番号 _____

認定シンボル / 認定識別

校正証明書

YYYYY
JCSS XXXX MRA/IAJapan
YY-MM-DD (校正ラベル)

依頼者名 株式会社
 依頼者住所 県 市 町2 - 3 - 4
 校正実施場所 株式会社 センター 硬さ校正室
 計量器名 ロックウェル硬さ標準片
 製造社名 株式会社
 型式・製造番号
 校正方法 当社「手順書」による(JIS B 7730 に準ずる方法)
 校正実施条件 温度 23 ±5
 校正結果 2頁のとおり
 校正年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

校正結果は以上のとおりであることを証明する

校正責任者
 部署
 役職 署名

発行日 年 月 日

県 市 町1 - 2 - 3 × × ×
 株式会社
 センター

・この証明書は、計量法第144条(第1項)に基づくものであり、特定標準器(国家標準)にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定シンボルは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。

・当社は、ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)に適合しています。

・この証明書は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及びAPAC(アジア太平洋認定協力機構)のMRA(相互承認)に加盟しているIAJapanに認定された校正機関によって発行されています。この校正結果はILAC/APLACのMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。

(注)校正証明書(例)の右上の校正ラベルの表記は当該校正証明書に対する校正器物に校正ラベルを貼付した場合のみ記載すること。

総数 頁のうち 頁
 証明書番号 _____

校正結果

硬さレベル	製造番号	硬さ校正値 (HRC)	拡張不確かさ* (HRC)
HRC		.	.
HRC		.	.
HRC		.	.

*拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数 k は 2 である。

(注1)校正値及び拡張不確かさの表示桁数は、上位の参照標準や不確かさ見積りのデータから表記可能な有効数字の桁数を決定すること。

測定点及び測定値は...

測定条件: 初試験力保持時間 秒、平均圧子押し込み時間 秒(平均圧子押し込み速度 $\mu\text{m/s}$)、全試験力保持時間 秒

校正の不確かさは、 により求めた。

以 上

(注2) 校正証明書(例)の2頁目以降には認定シンボル又は標章を付しても付さなくても良い。ただし、認定の対象とならないデータのみが含まれている頁には認定シンボル又は標章を付してはならない。

別添1 - 2 校正証明書記載例(国際MRAに対応していない事業者の場合)

総数 頁のうち 頁
 証明書番号 _____

標章 / 登録番号

校正証明書

依頼者名 株式会社
 依頼者住所 県 市 町2 - 3 - 4
 校正実施場所 株式会社 センター 硬さ校正室
 計量器名 ロックウェル硬さ標準片
 製造社名 株式会社
 型式・製造番号
 校正方法 当社「手順書」による(JIS B 7730 に準ずる方法)
 校正実施条件 温度 23 ±5
 校正結果 2頁のとおり
 校正年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

YYYYY
JCSS XXXX
YY-MM-DD (校正ラベル)

校正結果は以上のとおりであることを証明する

校正責任者
 部署
 署名

発行日 年 月 日

県 市 町1 - 2 - 3 × × ×
 株式会社
 センター

- ・この証明書は、計量法第144条(第1項)に基づくものであり、特定標準器(国家標準)にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。標章は、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
- ・当社はISO/IEC 17025(JIS Q 17025)に適合しています。

(注) 校正証明書(例)の右上の校正ラベルの表記は当該校正証明書に対する校正器物に校正ラベルを貼付した場合のみ記載すること。

別添2 登録申請書記載例

登 録 申 請 書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

東京都 区 丁目 番号
 株式会社
 代表取締役社長 ×××

計量法第 143 条第 1 項の登録を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。

1. 登録を受けようとする第 90 条第 1 項の区分並びに第 90 条の 2 の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び校正測定能力
 硬さ(詳細は別紙のとおり)
2. 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
 名称:株式会社 ×××工場
 所在地: 県 市 町 番地××号
3. 計量法関係手数料令別表第 1 第 12 号の適用の有無
 無し

別紙

登録に係る区分: 硬さ
 恒久的施設で行う校正
 校正測定能力

校正手法の区分の呼称	種類	校正範囲	拡張不確かさ (信頼の水準約 95%)
ロックウェル硬さ試験機等	ロックウェル硬さ標準片	20 HRC 以上 25 HRC 以下	. HRC
		25 HRC 超 35 HRC 未満	. HRC
		

改正の要旨

主な改正は、以下のとおりである。

- ・機器を設備に修正
- ・5.設備の表1の備考欄を削除
- ・6.測定のトレーサビリティと校正を 6.計量トレーサビリティと校正に修正
- ・最高測定能力を校正測定能力に修正
- ・JCSS 登録の一般要求事項を JCSS 登録及び認定の一般要求事項に修正
- ・9.1 項の注記を削除
- ・別添 1-1、別添 1-2 及び別添 2 の誤記修正
- ・その他、軽微な箇所の見直し